

「食肉の表示に関する公正競争規約」の一部変更の認定等について

平成17年2月28日
公正取引委員会

公正取引委員会は、全国食肉公正取引協議会（会長 福岡 伊三夫）から認定申請があった「食肉の表示に関する公正競争規約」の一部変更について、景品表示法第10条第2項各号の要件に適合すると認め、同条第1項の規定に基づき、本日、これを認定し、あわせて、同規約の施行規則の一部変更について承認した。

1 食肉の表示に関する公正競争規約及び同施行規則の一部変更の概要（別紙参照）

(1) 「和牛」表示の範囲の拡大

「和牛」表示の範囲を、次のとおり4種の純粋種に加え和牛間交雑種まで拡大。

変更前	変更後
1 黒毛和種	1 黒毛和種
2 褐毛和種	2 褐毛和種
3 日本短角種	3 日本短角種
4 無角和種	4 無角和種
	5 1～4の品種間の交配による交雑種
	6 5と1～5の交配による交雑種

和牛間交雑種については、「和牛」表示に加え、「和牛間交雑」、「褐毛和種×黒毛和種」、「褐×黒」等と、その具体的な品種名も併記する。

国産和牛（褐×黒） かたろース	
消費期限 加工年月日	個体識別番号
05. 3. 5 05. 3. 1	1234567890
保存温度 4 以下	
	100g 当たり 900 (円)
1 234567 890123	1350
	正味量 150 (g) 通常価格(円)
加工者 (株)	
東京都千代田区霞が関1-1-1	

(プライス・ラベルの表示イメージ)

(2) 品名の表示方法の整理

種類（牛，豚等）と部位（肩，もも等）（小間切れ，ひき肉等複数の肉が混ざっていることにより部位表示が困難な場合には，部位表示に代えて形態（小間切れ等）の表示を原則とする。また，施行規則に掲げる肉の名称に牛ネック，牛スネ，タン，ハツ等を明記する。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課
	電話 03-3581-3376
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(3) 諸規定の改善・整理

生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）の改正に伴い、主たる飼養地と異なる地名を表示する場合には主たる飼養地を表示する、「国産品」の定義を、「国内における飼養期間が外国における飼養期間より長い家畜を国内でと畜したものが国産品」とする、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）の制定に伴い、必要表示事項に牛の個体識別番号等を追加する等。

2 施行期日

平成17年3月1日。ただし、賞味期限に係る表示については、平成17年7月31日まで、その他の表示については、平成17年10月1日までは、なお従前の例によることができる。

(参考)

1 公正競争規約について

- (1) 公正競争規約は、景品表示法に基づき、公正取引委員会の認定を受けて、業界において設定している自主ルールである。
- (2) 景品表示法第10条第2項各号の要件
 - ア 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。
 - イ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
 - ウ 不当に差別的でないこと。
 - エ 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

2 公正競争規約の閲覧場所等

変更後の規約及び施行規則は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局（那覇市）において閲覧に供するほか、公正取引委員会のホームページに掲載している。

3 公正取引協議会の概要

全国食肉公正取引協議会

- ア 設立 平成7年11月
- イ 代表者 福岡 伊三夫（全国食肉事業協同組合連合会 会長）
- ウ 会員数 18団体、47都道府県食肉公正取引協議会（平成17年2月1日現在）

食肉の表示に関する公正競争規約等の一部変更の概要

1 「和牛」の範囲の拡大

(規約第4条第4号, 第10条第4号)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における不当表示の禁止) 第4条 小売販売業者は、表示カード、看板、ちらしその他の表示媒体又は商品の陳列により、次の各号に掲げるような表示をしてはならない。</p> <p>(4) 施行規則で定める品種以外の牛の肉を「和牛」の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤認されるおそれがある表示をすること。</p>	<p>(小売販売業者における不当表示の禁止) 第4条 (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>(小売販売業者以外の販売業者における不当表示の禁止) 第10条 小売販売業者以外の販売業者は、容器、包装、送り状又は納品書に次の各号に掲げるような表示をしてはならない。</p> <p>(4) 施行規則で定める品種以外の牛の肉を「和牛」の肉と表示すること又は「和牛」の肉であると誤認されるおそれがある表示をすること。</p>	<p>(小売販売業者以外の販売業者における不当表示の禁止) 第10条 (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>

(施行規則第10条第2項及び第3項, 第21条第2項及び第3項)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における不当表示の禁止) 第10条 2 規約第4条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の<u>6種</u>に限るものとする。</p> <p>(1) 黒毛和種 (2) 褐毛和種 (3) 日本短角種 (4) 無角和種 (5) <u>(1)～(4)の品種間の交配による交雑種</u> (6) <u>(5)と(1)～(5)の交配による交雑種</u></p> <p>3 <u>前項第5号又は第6号に掲げる品種の牛の肉を「和牛」の肉と表示する場合には、「和牛間交雑種」と併記し、又は品種の組合せを併記するものとする。品種の組合せを併記する場合には、黒毛和種を「黒」、褐毛和種を「褐」、日本短角種を「短」、無角和種を「無」、</u></p>	<p>(小売販売業者における不当表示の禁止) 第10条 2 規約第4条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の<u>4種</u>に限るものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>

変更後	変更前
<p><u>前項第1号から第4号の品種間の交配による交雑種を「和牛間交雑」と記号化し、これらの組合せを「褐×黒」、「褐黒」又は「和牛間交雑×黒」のように表示することができる。</u></p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における不当表示の禁止)</p> <p>第21条</p> <p>2 規約第10条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の<u>6種</u>に限るものとする。</p> <p>(1) 黒毛和種 (2) 褐毛和種 (3) 日本短角種 (4) 無角和種 (5) <u>(1)～(4)の品種間の交配による交雑種</u> (6) <u>(5)と(1)～(5)の交配による交雑種</u></p> <p>3 <u>前項第5号又は第6号に掲げる品種の牛の肉を「和牛」の肉と表示する場合には、「和牛間交雑種」と併記し、又は品種の組合せを併記するものとする。品種の組合せを併記する場合には、黒毛和種を「黒」、褐毛和種を「褐」、日本短角種を「短」、無角和種を「無」、前項第1号から第4号の品種間の交配による交雑種を「和牛間交雑」と記号化し、これらの組合せを「褐×黒」、「褐黒」又は「和牛間交雑×黒」のように表示することができる。</u></p>	<p>(小売販売業者以外の販売業者における不当表示の禁止)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>2 規約第10条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の<u>4種</u>に限るものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 品名の表示方法の整理

(規約第3条第1項第1号)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における必要表示事項)</p> <p>第3条 小売販売業者は、事前包装されていない食肉については、店頭で陳列された食肉ごとに、食肉の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、表示カードを用いて、次の事項を、外部から見やすいように邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 食肉の種類及び部位等で施行規則で定める事項</p>	<p>(小売販売業者における必要表示事項)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1) 食肉の種類及び部位、<u>用途</u>等で施行規則で定める事項</p>

(施行規則第 4 条 , 別表 1 , 別表 2)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における品名の表示)</p> <p>第 4 条 規約第 3 条第 1 項第 1 号 (同条第 2 項第 1 号により表示する場合を含む。) による表示は、次に定める品名の表示として行う。</p> <p>(1) 原則として前条の食肉の種類の種類と部位を組み合わせる品名とする (これを例示すると、別表 1 のとおりであるが、<u>地域的特性がある場合には、その品名を別表 1 に加えることができる。</u>)</p> <p>(2) 食肉の性質上部位の表示が困難な場合は、食肉の種類の種類と形態を組み合わせる品名とする。</p>	<p>(小売販売業者における品名の表示)</p> <p>第 4 条 (同左)</p> <p>(1) 原則として前条の食肉の種類の種類と部位を組み合わせる品名とする (これを例示すると、別表 1 のとおりであるが、<u>地域的特性がある場合には、<u>全国公正取引協議会が事前に公正取引委員会に届けることにより、別表 1 に加えることができる。</u></u>)</p> <p><u>なお、食肉の種類の種類、部位及び用途を組み合わせる品名としても差し支えない。</u></p> <p>(2) 食肉の性質上部位の表示が困難な場合は、食肉の種類の種類と<u>用途又は形態を組み合わせる品名とする (これを例示すると、別表 2 のとおりである。)</u></p>
<p>別表 1</p>	<p>別表 1</p>
<p>牛 (農林水産省牛肉小売品質基準に準拠する。)</p>	<p>牛 (農林水産省牛肉小売品質基準に準拠する。)</p>
<p><u>牛 ネ ッ ク</u></p> <p>牛 か た</p> <p>牛かたロース</p> <p>牛リブロース</p> <p>牛サーロイン</p> <p>牛 ば ら</p> <p>牛 も も</p> <p>牛そともも</p> <p>牛らんぷ</p> <p>牛 ヒ レ</p> <p>(削除)</p> <p><u>牛 ス ネ</u></p> <p><u>牛ホホニク (ツラミ)</u></p> <p><u>牛 タ ン</u></p> <p><u>牛 ハ ツ</u></p> <p>牛 レ バ ー</p> <p><u>牛 ハ ラ ミ</u></p> <p><u>牛サガリ (ハラミ)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>牛 か た</p> <p>牛かたロース</p> <p>牛リブロース</p> <p>牛サーロイン</p> <p>牛 ば ら</p> <p>牛 も も</p> <p>牛そともも</p> <p>牛らんぷ</p> <p>牛 ヒ レ</p> <p><u>牛 内 臓 肉</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>牛 レ バ ー</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

変更後	変更前
<u>牛 ミ ノ</u> <u>牛センマイ</u> <u>牛ギアラ(アカセンマイ)</u> <u>牛ショウチョウ</u> <u>牛シマチョウ</u> <u>牛 テ ー ル</u>	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
豚 (農林水産省豚肉小売品質基準に準拠する。)	豚 (農林水産省豚肉小売品質基準に準拠する。)
<u>豚 ネ ッ ク</u> 豚 か た 豚かたロース 豚 ロ ー ス 豚 ば ら 豚 も も 豚そともも 豚 ヒ レ <u>豚カシラニク</u> <u>豚 タ ン</u> <u>豚 ハ ツ</u> 豚 レ バ ー <u>豚 ガ ツ</u> <u>豚ショウチョウ</u> <u>豚ダイチョウ</u> <u>豚コブクロ</u> <u>豚トンソク</u>	(新設) 豚 か た 豚かたロース 豚 ロ ー ス 豚 ば ら 豚 も も 豚そともも 豚 ヒ レ (新設) (新設) (新設) 豚 レ バ ー (新設) (新設) (新設) (新設)
<u>等とする。</u> <u>なお、</u> — <u>2種類以上の部位を混合するとき</u> <u>は、混合比率の多い順に部位を表示するものとする。</u> — <u>牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。</u> — <u>副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。</u>	<u>などとし、</u> <u>二以上の部位を混合するとき、混合比率の多い順に部位を表示するものとする。</u> (新設) (新設)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項)</p> <p>第9条 小売販売業者以外の販売業者は、容器に入れ、又は包装された食肉についてはその容器又は包装に、施行規則に定めるところにより、次の事項を外部から見やすいように邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(2) 原産地</p>	<p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

(施行規則第5条第3項, 第17条第3項)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における原産地の表示)</p> <p>第5条</p> <p>3 <u>国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。</u></p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における原産地の表示)</p> <p>第17条</p> <p>3 <u>国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。</u></p>	<p>(小売販売業者における原産地の表示)</p> <p>第5条</p> <p>3 <u>国産品であって、「松阪牛(肉)」、「神戸牛(肉)」、「近江牛(肉)」等食肉の産地を表示しているものにあつては、国産である旨の記載を省略することができる。</u></p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における原産地の表示)</p> <p>第17条</p> <p>3 <u>国産品であって、「松阪牛(肉)」、「神戸牛(肉)」、「近江牛(肉)」等食肉の産地を表示しているものにあつては、国産である旨の記載を省略することができる。</u></p>

(2) 国産品の定義の変更

(規約第3条第1項第2号, 第9条第1項第2号)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における必要表示事項)</p> <p>第3条 (前掲3(1))</p> <p>(2) 原産地</p>	<p>(小売販売業者における必要表示事項)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項)</p> <p>第9条 (前掲3(1))</p> <p>(2) 原産地</p>	<p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

(施行規則第5条第5項, 第17条第5項)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における原産地の表示)</p> <p>第5条</p> <p>5 <u>国内における飼養期間が外国(二か国以上の外国において飼養された場合は、</u></p>	<p>(小売販売業者における原産地の表示)</p> <p>第5条</p> <p>5 <u>生体を輸入した日から牛にあつては3月、豚にあつては2月、牛又は豚以外</u></p>

変更後	変更前
<p><u>それぞれの国)における飼養期間よりも長い家畜を国内でと畜して生産した食肉を国産品とする。</u></p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における原産地の表示) 第17条 5 <u>国内における飼養期間が外国(二か国以上の外国において飼養された場合は、それぞれの国)における飼養期間よりも長い家畜を国内でと畜して生産した食肉を国産品とする。</u></p>	<p><u>の家畜にあつては1月以内にと畜して生産した食肉は輸入品とし、その期間を過ぎた後にと畜して生産した食肉は国産品とする。</u></p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における原産地の表示) 第17条 5 <u>生体を輸入した日から牛にあつては3月、豚にあつては2月、牛又は豚以外の家畜にあつては1月以内にと畜して生産した食肉は輸入品とし、その期間を過ぎた後にと畜して生産した食肉は国産品とする。</u></p>

(3) 必要表示事項の整理

(ア) 牛の個体識別番号等の追加

(規約第3条第1項第5号, 第9条第1項第7号)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における必要表示事項) 第3条 (前掲3(1)) <u>(5) 牛の個体識別番号又は荷口番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)による特定牛肉に限る。以下同じ。)</u></p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項) 第9条 (前掲3(1)) <u>(7) 牛の個体識別番号又は荷口番号</u></p>	<p>(小売販売業者における必要表示事項) 第3条 (同左) (新設)</p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項) 第9条 (同左) (新設)</p>

(イ) 「品質保持期限」を「賞味期限」に改める

(規約第3条第2号第3号, 第9条第1項第5号)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における必要表示事項) 第3条 2 小売販売業者は、事前包装された食肉については、その包装に次の事項を外部から見やすいように邦文で明りょうに表示しなければならない。 (3) 消費期限及び保存方法 <u>賞味期限の表示が適切な場合は、消費期限に代えて賞味期限を表示する。</u></p>	<p>(小売販売業者における必要表示事項) 第3条 2 (同左) (3) 消費期限及び保存方法 <u>ただし、品質保持期限(又は賞味期限)の表示が適切な場合は、消費期限に代えて品質保持期限(又は賞味期限)及び保存方法を表示する。</u></p>

変更後	変更前
<p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項)</p> <p>第9条 (前掲3(1))</p> <p>(5) <u>賞味期限及び保存方法</u> 消費期限の表示が適切な場合は、<u>賞味期限</u>に代えて消費期限を表示する。</p>	<p>(小売販売業者以外の販売業者における必要表示事項)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>(5) <u>品質保持期限(又は賞味期限)及び保存方法</u> <u>ただし、消費期限の表示が適切な場合は、品質保持期限(又は賞味期限)に代えて消費期限を表示する。</u></p>

(施行規則第9条, 第20条)

変更後	変更前
<p>(小売販売業者における消費期限及び保存方法の表示)</p> <p>第9条 消費期限、<u>賞味期限</u>及び保存方法は、食品衛生法施行規則の規定に従い、適切に表示する。</p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における<u>賞味期限</u>及び保存方法の表示)</p> <p>第20条 <u>賞味期限</u>、消費期限及び保存方法は、食品衛生法施行規則の規定に準じて、適切に表示する。</p>	<p>(小売販売業者における消費期限及び保存方法の表示)</p> <p>第9条 消費期限、<u>品質保持期限(又は賞味期限)</u>及び保存方法は、食品衛生法施行規則の規定に従い、適切に表示する。</p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における<u>品質保持期限</u>及び保存方法の表示)</p> <p>第20条 <u>品質保持期限(又は賞味期限)</u>消費期限及び保存方法は、食品衛生法施行規則の規定に準じて、適切に表示する。</p>